令和７年度「きらみずき」みんなでブランド化生産拡大事業費補助金のうちオーガニック「きらみずき」栽培支援事業に係る公募要領

第１ 総則

「きらみずき」みんなでブランド化生産拡大事業費補助金のうちオーガニック「きらみずき」栽培支援事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第２ 趣旨

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画において、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つに位置づけ、本格的な作付け拡大を図ることで、より安全・安心な農産物を安定的に消費者に供給し、環境こだわり農業全体のブランド力向上を図ることを目指します。このため、オーガニック米の省力安定生産に不可欠となる水田用自動抑草ロボット、乗用型水田除草機およびドローン等のスマート農機等の導入支援を行います。

第３ 事業内容

「きらみずき」のオーガニック農業に取り組む農業者等が作業の省力化・生産の安定化を図るため、水田用自動抑草ロボット、乗用型水田除草機または水田除草作業用アタッチメント（除草効果を高めるために一体的に導入する附帯備品を含む）やドローン等のスマート農機等の導入を支援します。

第４ 応募者の要件

本事業に応募することができる者は、次の全ての要件を満たすものとします。

１ 滋賀県内に所在し、補助事業全体および交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる農業者、農地保有適格法人、農事組合法人、農業者の組織する団体（代表者および規約の定めのある団体）（以下「農業者等」という。）であること。

２ 農業者等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

３ 次の要件を満たす事業計画を有すること

・事業実施年または翌年において、オーガニック「きらみずき」の栽培計画を有すること

・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づく実施計画（以下「グリーンファーマー」という。）の認定を目指すこと

・地域のブロックローテーションに影響が及ばないよう集落等と調整し、取り組む旨、知事に誓約すること

第５ 補助対象経費の範囲

* 水田用自動抑草ロボット、乗用型水田除草機およびドローン等のスマート農機等の導入に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものとします。（乗用型水田除草機については除草効果を高めるために導入する附帯備品を含む）
* 水田用自動抑草ロボットを導入する場合、オーガニック農業の取組面積が１haにつき１台までとし、最大３台までとする。
* 乗用型水田除草機等やドローン等のスマート農機については目標年度において、当該事業で導入する機械等を用いて、４ha以上オーガニック農業を行う計画を有すること。また、目標年度において、有機JAS認証面積を事業実施年より１ha以上拡大する計画を有すること。

第６ 補助対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

１ 除草作業アタッチメント等を装着するための多機能田植え機等農業機械

２ 補助金の交付決定前に納品されているもの（補助金交付候補者として選択された後であっても、補助金の交付決定前に申請対象となる機械等が納品された場合は補助金の交付が取り消されます。）

３ 消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）

第７ 補助率および補助の上限額

補助率は3/10以内とし、補助の上限額は600千円とします。ただし、農業者の組織する団体で共同利用を行う場合の上限は1,200千円とします。

第８ 補助事業実施期間

令和７年度の交付決定の日から令和７年３月31日までとします。

第９ 申請書類の作成および提出

１ 申請書類の作成

事業に係る申請書（別紙様式１）の内容は、第２の趣旨、第３の事業内容および第５の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

① 第４に掲げる応募者の要件を確認する書類

　ア．ｵｰｶﾞﾆｯｸ農業取組面積および水稲有機JAS認証面積が確認できる書類(R６年度)

　イ．法人および団体の場合は、定款または規約の写しおよび役員等の名簿

　ウ．誓約書（別紙様式２、別紙様式３）

② 事業費が確認できる見積書（２者以上））

２ 申請書等の提出先、提出期限および提出部数

申請書等の提出は、各農業農村振興事務所農産普及課（以下「農産普及課」という。）まで、令和７年４月18日（金）17時必着とします。

なお、公募終了後は予算の範囲内において事業実施が可能な期間中、随時申請を受け付けることとします。

３ 申請書等の提出に当たっての注意事項

（１）申請書等は、様式に沿って作成してください。

（２）申請書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。

（３）第４に掲げる応募者の要件を有しない者が提出した申請書等は無効とします。

（４）申請書等の作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

（５）申請書等の提出は、２の提出先に持参、郵送、宅配便（バイク便を含む）または電子メールによるデータの送付のいずれかの方法によるものとします。

（６）申請書等を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。いかなる場合も２に掲げる提出期限までに到着しない場合は無効とします。

（７）提出後の申請書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。

（８）申請書等は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。

（９）提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

第10 補助金交付候補者の選定

１　候補者の選定方法

提出された申請書類については、下表「ポイントの考え方」に基づきそれぞれの項目に対しポイントを付与し、その合計ポイントの高い者より、予算の範囲で事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

なお、合計ポイントが同点の場合は、オーガニック「きらみずき」栽培面積（令和７年度）、環境こだわり農産物申請面積（水稲・令和６年度）、次に水稲有機JAS認証面積（令和６年度）の大きい者から補助金交付候補者を選定します。

○ポイントの考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ポイント |
| 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号。以下、「みどり法」という。）に基づく実施計画の認定 | 申請者がみどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画またはみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合または令和７年12月までに認定を受ける見込みがある場合。 | 2 |
| オーガニック「きらみずき」栽培面積（令和７年度） | 1ha未満 | 1 |
| 1ha以上～2ha未満 | 2 |
| 2ha以上 | 3 |
| オーガニック農業取組面積  （環境こだわり農産物申請面積・水稲・令和６年度） | 1ha未満 | 1 |
| 1ha以上～2ha未満 | 2 |
| 2ha以上～5ha未満 | 3 |
| 5 ha以上～10ha未満 | 4 |
| 10ha以上 | 5 |
| 水稲有機JAS認証面積  （令和６年度） | 0～1 ha未満 | 0 |
| 1 ha以上～2 ha未満 | 1 |
| 2 ha以上～3 ha未満 | 2 |
| 3 ha以上～4 ha未満 | 3 |
| 4ha以上 | 4 |
| 水稲有機JAS認証拡大計画面積（令和10年度と令和６年度の差） | 1 ha 未満 | 0 |
| 1 ha以上～1.5ha未満 | 1 |
| 1.5 ha以上～2 ha未満 | 2 |
| 2 ha以上～2.5ha未満 | 3 |
| 2.5 ha以上～3 ha未満 | 4 |
| 3 ha以上～3.5ha未満 | 5 |
| 3.5 ha以上～4 ha未満 | 6 |
| 4 ha以上～4.5ha未満 | 7 |
| 4.5 ha以上～5 ha未満 | 8 |
| 5 ha以上～5.5ha未満 | 9 |
| 5.5 ha以上～6 ha未満 | 10 |
| 6 ha以上～6.5ha未満 | 11 |
| 6.5 ha以上～7 ha未満 | 12 |
| 7 ha以上～8ha未満 | 13 |
| 8ha以上 | 14 |

２ 審査結果の通知

本公募要領に基づく審査により補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付および交付額は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

審査内容については、非公開とし、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関する問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、県の指示に従い速やかに、「きらみずき」みんなでブランド化生産拡大事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために必要な補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を農産普及課に提出してください。交付申請書を農産普及課等が審査した後、所要の手続きを経て補助金の交付が決定されます。

なお、交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

また、補助金の交付が決定されるまでに実施した取組については補助対象となりませんので注意してください。

第12 目標達成に向けた実施状況報告

補助金交付候補者が当該事業を実施した場合は、事業実施年度から別紙様式１に掲げる目標年度までの間、実施状況報告書(別紙様式４)を作成し、報告にかかる年度の翌年度の５月末日までに知事に報告するものとします。

２　知事は、目標年度において成果目標の全部または一部が達成されていないと判断した場合には、目標達成に向けて、事業実施主体に対し継続的に助言・指導を行うこととします。

第13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（滋賀県または農林水産省等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容および他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、または補助金交付候補者の選定の決定もしくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

担当／滋賀県農政水産部

みらいの農業振興課　水田農業・作物振興係　塚本

TEL：077-528-3833

FAX：077-528-4881

E-mail：gc00@pref.shiga.lg.jp

（農産普及課　連絡先）

大津・南部農業農村振興事務所農産普及課

TEL：077-567-5412

FAX：077-562-8144

E-mail：ga35@pref.shiga.lg.jp

甲賀農業農村振興事務所農産普及課

TEL：0748-63-6126

FAX：0748-63-2983

E-mail：ga30@pref.shiga.lg.jp

東近江農業農村振興事務所農産普及課

TEL：0748-22-7715

FAX：0748-22-1234

E-mail：ga31@pref.shiga.lg.jp

湖東農業農村振興事務所農産普及課

TEL：0749-27-2213

FAX：0749-23-0821

E-mail：ga32@pref.shiga.lg.jp

湖北農業農村振興事務農産普及課

TEL：0749-65-6613

FAX：0749-65-5867

E-mail：ga33@pref.shiga.lg.jp

高島農業農村振興事務所農産普及課

TEL：0740-22-6026

FAX：0740-22-3099

E-mail：ga34@pref.shiga.lg.jp